

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員が働きやすい環境をつくること
によって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、関電不動産開発
株式会社は次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

2. 内 容

【目標1】 「勤務間インターバル制度」を導入し、過重労働の防止を図る。

現 行	なし
改正案	勤務終了後から翌日の勤務開始時間までの間に、原則として「11時間以上」の休息时间（インターバル）を設けることとし、インターバルが確保できない場合は、所属部門から人事部へ適用除外の申請書を提出させる。

〈対策〉 2019年6月目途
・ 労使による確認
・ 全社周知、手続きの案内

【目標2】 「傷病積立休暇制度」の用途範囲を拡大する。

現 行	傷病積立休暇の利用は、 本人の業務外傷病、配偶者および2親等以内の親族の介護、小学校就学の始期に達するまでの子の育児および看護、医師等の指導による妊産婦の通院等のため休務する場合に取得可能。
改正案	傷病積立休暇の利用時の、 対象となる子の年齢を「小学校就学の始期に達するまで」から「中学校就学の始期に達するまで」とし、6年の延長を行う。

〈対策〉 2019年6月目途
・ 規程の整備
・ 現行制度取得者への周知